

令和6年2月1日

関係各位

一般社団法人 全国消防機器協会
会長 金森賢治

一般社団法人 消防施設工事協会
会長 岡村武士

「時間外労働の上限規制」を継続的に遵守するためのお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から当協会の会員団体・企業の消防施設工事に係る事業につきまして、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年4月より、働き方改革関連法の下、建設業におきましても、いよいよ「時間外労働の上限規制」が適用されます。

これまで当協会会員団体・企業においては、働き方改革関連法を継続的に遵守するため、生産性の向上や業務効率化、労働力の増強など、様々な取組みに努めてまいりました。

しかし、工期の遅れによる作業工程の圧迫や、不規則な会議時間の設定等によって発生する長時間労働や残業に対しては、私どもの創意工夫による対応では限定的であり、今後、健全な労働環境の確保や事業の継続が困難な状況に陥ることが想定されます。

つきましては、建設業界全体の働き方が適切な工期と労働時間の下で遂行され、将来の業界全体の発展につながるためにも、私どものこうした実情を受け止めていただき、また、下記に上げる取組みに対してお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 作業工程ごとの適切な現場工期の確保
- 2 現場における4週8閉所の設定
- 3 設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
- 4 各種検討及び資料作成に対する指示の適正性と時間の確保
- 5 会議、打ち合わせを現場担当者の業務時間内とする施工日程の整備
- 6 現場イベントへのローテーション参加およびリモート参加
- 7 建築工事起因による工程遅れが発生した場合の契約工期を含めた契約内容の見直し
- 8 その他、生産性向上・業務効率化への取組みに対してのご協力

以上